

第3期台東区障害福祉計画中間のまとめ

パブリックコメントについて

1 実施結果

- (1) 実施期間 平成23年12月15日(木)から平成24年1月10日(火)まで
- (2) 周知方法 区ホームページ 及び 広報たいとう12月20日号で周知
- (3) 閲覧場所 区ホームページ 及び 区役所、保健所、松が谷福祉会館、社会福祉協議会、各区民事務所等の窓口
- (4) 意見数 12件

(内 訳)

- ① 区民 1件
- ② 区内に事務所・事業所を有する団体・法人 11件

(意見の分類)

- ① 相談支援に関する事 2件
(委託相談支援事業所1件、ピアサポート1件)
- ② 在宅サービスに関する事 3件
(医療的ケア1件、ホームヘルプ1件、送迎サービス1件)
- ③ 障害児の支援に関する事 4件
(放課後対策3件、通学支援1件)
- ④ 居住の場・日中活動の場に関する事 1件
(身体障害者グループホーム1件)
- ⑤ サービス見込み量に関する事 1件
- ⑥ 自己負担に関する事 1件

(5) 意見と区の方考え方等

| 意見(要旨) | | 区の方考え方等 |
|--------|---|---|
| 相談 | 委託相談支援事業所を増やしていくことは、相談支援の充実につながりありがたいことだと思います。今後は委託相談支援事業所の質の向上にもきちんと目を向けるべきだと思います。 | 今後とも相談支援を行う事業者に対し、研修会や情報提供を行います。(P20) |
| 相談 | 身体、精神障害向けのピアサポートのみでなく、知的障害者向けのピアサポートも必要なことだと思います。 | 各障害のニーズに合わせたピアサポートの充実を図ります。(P21) |
| 在宅 | 医療的ケアを必要とする方が安心して利用できる「ショートステイ」、「日中一時支援」が充実され、ニーズが満たされることを期待します。 | 医療的ケアを必要とする方が利用可能な「日中一時支援」、「ショートステイ」の実施を支援します。(P23) |
| 在宅 | 重い障害のある方も地域で生活していくため、施設などのハード面のみならず、「ホームヘルプ」等に従事している人材などのソフト面での充実も合わせて検討して欲しい。 | 「ホームヘルプ」等に従事している人材に対し、地域自立支援協議会の各部会による支援や情報提供を行います。(P51) |
| 在宅 | 「ショートステイ」を利用する際に、緊急で事業者や家族による送迎が困難な場合には、「移動支援」などで送迎サービスを実施して欲しい。 | 「ショートステイ」利用の際に、緊急で事業者や家族が送迎困難な場合などには、「移動支援」を利用可能とするなど、今後も利用者の個別の状況に合わせ対応します。 |
| 障害児 | 高校生は思春期であるなど、家族が支えていくことが難しくなる時期です。継続的な放課後活動の充実、指導員などを含めた支援体制の必要性を感じます。 | 高校生の放課後支援として、「日中一時支援」などの様々なサービスを実施し、家族支援の充実を図ります。(P31) |
| 障害児 | 高校生になっても、中学在学中に利用していた放課後支援がそのまま継続的に実施できるようにしていただきたい。 | |
| 障害児 | 計画上の放課後支援は、保護者の就労支援に重点が置かれています。就労していない保護者の子どもの場合も、同い年の子どもと一緒に遊ぶことや一人で過ごすことが難しいため、放課後を過ごす第3の場所(学校・家庭以外)の確保が必要です。 | 今後の障害福祉施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。現在、放課後支援のサービスメニューとして、「日中一時支援」、「移動支援」などのサービスは保護者の就労を要件とせず利用可能です。 |

| 意見（要旨） | | 区の考え方等 |
|----------|--|--|
| 障害児 | 事業者ですが、「通学支援」のガイドヘルパー不足や報酬単価が安いとため、利用者を受けられない状況です。報酬単価の増額などの改善を願います。 | ガイドヘルパー確保のため、区独自の養成研修を実施します。「通学支援」の報酬単価については、適切な事業運営のため報酬単価等を検討します。（P 5 0） |
| 居住 | 居住環境の整備について、「引き続き、国の動向等を踏まえ、身体障害者グループホーム等について検討します。」とありますが、検討するグループホームについて「重度身体障害者」や「医療的ケア」を検討課題として記載してほしい。 | 重点課題6 居住環境整備において、より検討課題を明確化するため身体障害者グループホーム等の検討について「医療的ケア」「重度身体障害者」を追加記載しました。（P 3 9） |
| サービス見込み量 | 地域生活支援事業における「移動支援」の見込み量が、平成23年度見込み量と比較し、平成24年度以降減少している。見込み量が減少しても、移動支援としての本質的な意味合いである障害児者の外出などの社会参加を通しての余暇の支援を検討し、「移動支援」を利用する方のニーズに即したサービスの提供を要望します。 | 地域活動支援事業における「移動支援」の見込み量は、最新の実績や障害福祉サービスである「同行援護」への移行状況などを踏まえ、修正を行いました。（P 6 1、6 2） 今後とも「移動支援」などのサービス提供事業者が利用者へ適切なサービスを提供できるように、区独自のガイドヘルパー養成研修等を行います。（P 5 0） |
| 自己負担 | 収入がある高齢障害者は、医療費の自己負担も高く、手当もありません。一人暮らしで大変です。なんのための障害福祉なのでしょう。 | 障害福祉では、障害者が地域で自立した生活を送るために様々な支援を行っています。 医療費助成や各種手当は、一定以上の所得のある方に対し制限があります。 |

※（ ）内のページ番号は、第3期台東区障害福祉計画のページ番号に対応。

| | | |
|-----------|----------------|---------|
| 編集・発行 | 台東区福祉部 | 障害福祉課 |
| | 台東保健所 | 保健サービス課 |
| 〒110-8615 | 東京都台東区東上野4-5-6 | |
| 電 話 | 03（5246）1111代表 | |



健康都市たいとう
ACTIVE & HEALTHY CITY TAIYO